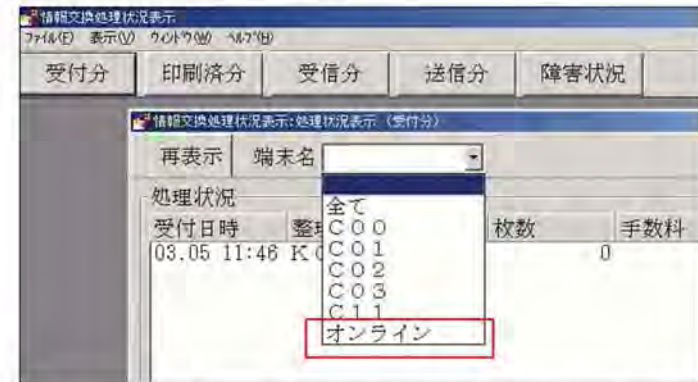


(2)「情報交換処理状況表示」画面の端末名の追加



オンラインによる登記事項証明書の送付請求で、請求登記所以外の物件が請求され、競合等により当該物件の処理がエラーとなった場合には、登記情報交換システムの「情報交換処理状況表示」画面で確認することとなる。そこで、「情報交換処理状況表示」画面で選択する端末名につき、「オンライン」を追加した。
 端末名で「オンライン」を選択して、「再表示」をクリックすると、オンラインによる登記事項証明書の送付請求で請求された、請求登記所以外の物件の情報が表示される。

(3)不動産登記日計表及び月計表における通数、枚数及び手数料の計上について

オンラインによる登記事項証明書の送付請求における、請求された物件に関する通数、枚数及び手数料については、以下の分類で不動産登記日計表及び月計表に計上される。

オンライン 請求先 登記所	オンラインで請求することができる物件	
甲登記所 (オンライン 庁)	甲登記所の物件 (自庁)	日計表・・・「管轄物件(オンライン)」に計上される。 月計表・・・「オンライン申請」に計上される。
	乙登記所の物件 (同じ局の他 庁)	日計表・・・「局内物件(オンライン)」に計上される。 月計表・・・「局内物件(オンライン)」に計上される。
	丙登記所の物件 (他局の庁)	日計表・・・「他局物件(オンライン)」に計上される。 月計表・・・「他局物件(オンライン)」に計上される。